

教育福祉常任委員会議記録

1. 期 日 平成 30 年 12 月 18 日(火) 開会 9 時 30 分
閉会 11 時 59 分
2. 場 所 第 1 委員会室
3. 付議事件 ①「介護労働者の労働環境及び処遇の改善」のために国に対し意見書の提出を
求める陳情 (平成 30 年陳情第 4 号)
- ②安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める陳情
(平成 30 年陳情第 5 号)
- ③国に私学助成の拡充を求める意見書の提出を求める陳情
(平成 30 年陳情第 6 号)
- ④神奈川県に私学助成の拡充を求める意見書の提出を求める陳情
(平成 30 年陳情第 7 号)
4. 出席者 渡辺委員長、露木副委員長、松崎委員、前田委員、小笠原委員、一石委員、
野地委員(議長)
- 執行者側 ①健康福祉部長、高齢介護課長、介護保険班長
②健康福祉部長、子育て・健康課長、育成相談班長、高齢介護課長、
介護保険班長
③④教育部長、教育総務課長、教育総務班長
- 傍聴議員 7 名
一般傍聴者 なし
5. 経 過

①「介護労働者の労働環境及び処遇の改善」のために国に対し意見書の提出を求める陳情 (平成 30 年陳情第 4 号)

<趣旨説明>

(趣旨説明：神奈川県医療労働組合連合会 牛込氏説明)

牛込氏 議会の貴重なお時間で口頭陳述・趣旨説明の機会を与えていただきましたことに感謝申し上げます。はじめに、県医労連の陳情書の所在地の未記入があったことを深くお詫びする。今回、『介護労働者の労働環境及び処遇の改善』のために国に対し意見書の提出を求める陳情」の趣旨を説明させていただく。夜勤について 1 点目は、夜勤交替制労働の健康のリスクについて、2 点目は、夜勤交替制労働の安全性への影響である。3 点目は、勤務と勤務間隔インターバルの問題である。4 点目は、夜勤交替制労働の国際基準についてである。この問題については看護の方でも陳情させていただき、中身を深く説明したいと思う。それ以外の夜勤交替、労働改善を述べさせていただくことにより、

夜勤問題では医療現場と介護施設が違う点があるというところを先に述べさせていただく。昨年、日本医労連が行った介護施設や夜勤態調査の結果は、9割が2交替夜勤そのうちの8割が16時間以上の勤務となっている。圧倒的多数の介護現場で長時間夜勤が強いられている。グループホームや小規模多機能型の施設ではほとんどが1人夜勤、特養や老健でも1人夜勤という厳しい過酷な実態がある。夜間帯に20人から40人の利用者を1人の職員で利用者の安全・命を守ることができるのだろうか。認知症の方も多くいる。夜間に徘徊される方も多く、様々なチューブをつけたまま医療機関を押し出された方が老健施設等にたくさんいる。本来、徘徊されている方にもしばらく付き添って、安心して休んでいただくことが看護や介護である。しかし、あまりにも人が少なすぎるために、安全のためやむなく手足・体を別途に拘束、眠れない利用者に睡眠剤を使用、結果ふらつきが出るので転倒防止として拘束と悪循環である。厚生労働省は2025年には253万人の介護人材が必要とされるが、38万人の不足が見込まれるとしている。しかし、介護職は全産業労働者の平均賃金より約9万円も低く、「低賃金・過重労働」の実態が改善されず、このことが人員不足を深刻化させている。また、「働きがいのある仕事」として介護職を選んだ人が、いざ現場に就職すると、男性は「給料が安くて結婚できない。」と退職していき、「常に人が足りていないから、絶対休めない。」の声があちらこちらから聞こえる。私たち介護で働く労働者は、賃金・労働条件等の低さに大きな不満を持っていますが、それでも介護で働くことに誇りややりがいをもっており、専門性とスキルを身に着けたいと思っている。「介護崩壊」をくい止め、安心して介護が受けられる体制をつくるには、国の責任で、介護労働者の処遇改善と確保対策を行うことが必要である。介護で働きたいと意欲に燃えて入職した青年が、笑顔で働き続けられる現場に、そして何よりも利用者・国民が人生の最後まで、その人が人間らしくその人らしく人生を全うするためには、介護職員の処遇改善と大幅増員は不可欠である。陳情項目について国に意見書を提出していただくようお願いする。

<陳情者に対する質疑>

松崎

この陳情のベースに介護人材の人手不足があり、先月、外国人材拡大法案が衆議院の法務委員会で可決したが、この陳情が出されたときにはまだ決まっていなかった。この件については触れられていないが、どういう立場なのか教えていただきたい。

半込氏

この陳情が提出させていただいた後に、外国人材の拡大というところで可決されたようだが、県医労連、全日本医労連では、介護職員の外国人が入ったにしても、すぐには現場では馴染めず、言葉の弊害、システムの違いで混乱をきたすと考え。また、働く人たちの受け側として、全て外国人で成り立つ施設になるのかということも話し合っ、それは阻止したい。できれば日本の介護職、看護も含めてやっていこうと日本医老連・神奈川労連の姿勢である。一応今までも入ってはいるが、それは結婚し日本に移住されて国籍が日本になった方とかである。1つの施設でも数人いると思う。うちの病院でもいる。これ以上拡大して、即座の戦力になるという感覚はきついのではないかと医労連として判断している。

松崎 そうすると外国人材については、この法案についてはあまり関係していないということだと思うが、今のお話しを伺うと原因は、言葉の違いや習慣の違いであると思うが、どういったところをクリアすれば外国人材でも受け入れが可能とお考えか。

牛込氏 クリアにするとなると問題は広い。まず、日本の介護職の介護保険に適するような、また業務が介護だけでよいのか、賃金に関してのこと、労働時間という労働環境が外国人の方にとって受け入れられるようなシステム作りがかなっているのかどうか。今回の可決の中身も細かいところまで確認されていない。そこが、私たちは不安であるし、あってはいけないことで、きちんと準備され、基盤ができた中で受け入れるべきだと思っている。

松崎 どういった基盤がクリアできれば、この法案について歓迎できるのかをできればどこかの場で示していただけたらと思うがいかがか。

牛込氏 クリアできる中身の論議は、手放しでは喜べないということで県医労連でも介護労働者の実態調査等で、外国人に向けて働いている人の中で調査を進めていこうという動きがある。私たちの労働組合に、外国人ばかりが入っている介護施設が入った。実際に労働条件、賃金の劣悪な関係があるというところで結成された。働く条件がきちんと表記されていないというよりも、介護施設の経営陣によって、どうにでも人材がなく労働を課せられてしまうというところを医労連は根源だと模索しているところである。今働いている方を元に、どういうところにメスを入れるか調査中である。昨年、介護白書が出されたが、外国人に限らず、介護職に就かれた方々が、白書として日本医労連に投書して 1000 近くの現場の問題や困難さを訴えたものが、日本医労連の中から出されている。

一石 ケアされる方とケアする方、双方の人権について、本当に重要な課題がある現場だと思っている。介護保険が 2000 年から続いていて改正もされてきたわけだが、その改正が現場に及ぼしてきた影響、効果、陳情されている問題について、なぜ注目されなかったのか等経緯についてお教えいただきたい。

牛込氏 一番問題点、改善されてこなかったのは、やはりここで述べているように、今、介護度が 3 以上でないと受けられないという患者さんがいるが、それ以上の方というのは、寝たきり状態であったり身体障害者手帳を持っていられたりしている方が多く、その改善に向けて、介護施設に入っても、ずっといられるかというところ、その方々の人数の割合に対して施設の入所ができない。そういった介護 3 以下の切り捨てられてしまった方で生活に困窮されている方や、介護をしてくださる方が家族いっしょにいないという中で自宅に送り返されている。やむなく吸引をしながら自宅に帰る、気管切開をして簡易的な人口呼吸器をつけながら自宅に帰るといった方が増えてきている。そういった中で、在宅では介護ヘルパーや登録ヘルパーに通っていただき、介護に当たっているというシステムである。その方々も高齢者であるが、それが中々改善できなかった。前回は、家庭で主婦の仕事の延長線であるという言

葉が流れたことがある。病人を見るのは家族である主婦の仕事の一環であるという風潮があった。介護職にふさわしい人材の育成ということで教育はあったが、浸透するまではきついものがあったのではないかと。

一石 夜勤については特にこれまで改善されてこなかったのか。

牛込氏 夜勤についてだが、人数は20人から40人で、ヘルパー、介護助手、介護1級2級を持っている介護職の方であるが、その方によると低いランクの方は50人に1人、という規定のところも多いし、その施設の規模により20人から40人で40人はざらにある。例えば老健でも看護師を1人入れて、介護職が夜勤をする場合、25人から30人を1人で持って、もう一方の看護師が25人から30人を持つ。夜勤をする方も1人が多く、介護保険法に夜勤の人数がうたわれていて、点数にならないのでそれ以上は出さないという介護保険上の縛りがあり、それ以上は人員を充てないというのが施設の実態であり、だから改善されてこなかったのだと思う。

一石 1人で夜勤をしている状態は、具体的に言うと1時間どれくらいの忙しさ、大変さなのか伺いたい。

牛込 夜勤は16時30分から入り、2交替夜勤がほとんど多い。15時から勤務その前は情報を取る。介護職でも患者様の情報を取る。17時から平常の夜勤体制に入るが、17時だと夕食時間帯に入ってくる。18時の夕食の介助、配膳、移乗、その後19時から20時には就寝前のイブニングケアが入ってくる。イブニングケア終了後はオムツ交換、トイレを済ませたりする。だいたい21時から22時が消灯になるかと思う。消灯だが1フロアに認知症の方が5人から6人ほど起きている。その方を見ながら他の業務をこなす。ナースコールの対応だが、歩ける方は自分で排泄に行ってもらおうということで援助する。そこで転倒転落を防がなければならないが、手足が不自由な方、歩行ができない方をやむなくオムツにしたり、隣に尿瓶を置いたりする。ただ、それでも介助が必要である。その後は、就寝の準備と、間に合わなかった方が深夜まであるが、その間に1回から2回のオムツ交換が入る。間隔は3時間から4時間だが、その間に翌日の入浴の準備等そこで行う。深夜帯で0時から1時過ぎにオムツ交換1回行い、早朝うちの病院では2時間仮眠をとっているが、他の場所では2時間取れるところは少ないと思う。1人夜勤でナースコール対応もある。早朝5時からモーニングケアとしてオムツ交換を行い、7時頃から起きていただける方は起きていただき朝食となる。食事の準備や着替えをその間に行う。1人あたり3~5分以上はかかる。大変ハードである。寝ていただくのが一番であるが、そうはさせたくなく、自分ができるところは自分でやってもらい廃用にさせないために私たちは付き添って介護している。

小笠原 毎年同じような感じであり、聞いていることも同じようなことになってしまいが、介護の現場は私も身内が働いており、よく分かっている。人は足りないし、国はお金を出さないし、消耗品も満足に買えず大変である。陳情項目の2番であるが、グループホームで現在、利用者9人に対して1人である

が、利用者3人に対して1人以上を、実態に合わせて利用者2人に対して1人以上としているが、実態からかけ離れている。どうせ出すのであればという思いなのかと思うが、「利用者3人に対して1人以上」を実態に合わせて「利用者2人に対して1人以上」という部分はその時の実態に合わせてなのか、なぜあえて入れたのか。取り方によってどうとでも取れてしまう表現ではないか。

牛込氏

具体的に2人に1人以上としなければ、実態に合わせてだと、利用者がいないから良いのではないかとなくなってしまう。待っている方がいらっしゃるのに、利用者の実態に合わせてとってしまうと、どの施設もすぐに人員は準備できていないと思う。基準に合わせた人数でいるからこれだけの人数しか入れていない。逆に私たちは利用者を受け入れたいと思っているが、これくらいの人数を確保してほしいというところで、上げさせていただいている。実態に合わせてしまうと、不足しながらやっているのに、それでやれているのではないかと、意図的にされてしまう。皆さまに理解していただくために追求しなければならない文言であると思っている。

小笠原

意図がよく伝わっていないようだが、実態に合わせてという言葉はいいのではないのか。書くことで誤解する。要するに利用者2人に対して1人以上にしてほしいわけではないのか。単純にそう書けばよい。実態に合わせてとすると、その時の状況に合わせて2人に対して1人以上に引き上げると取れてしまうがどうか。

牛込氏

正にご指摘のとおりである。入れないのかと思っていたが入ってしまった。

小笠原

町から国へ意見書を提出してほしいということだが、町はとにかくお金がないから町だけで考えたら、今1人でやっているところを2人としたら人件費が全て倍になるということで、とても厳しいと思うわけが、それを国でやってほしいときている。介護現場の悲惨さを見れば、この文章はともかくとして提出するべきであると考えます。

議長

いつも大変なお仕事でご苦勞様と思っている。陳情項目の①と②で1つずつ質問させていただく。処遇改善のことで、従来から同業と比べて9万円ほど低いということを毎年言われているが、その後介護従事者に対する特別手当というものが出るようになったと承知している。それが改善につながっていないのかという点が1つである。2つ目は、毎年私が引がかかるところであるが、3人に1人という中でも不足している。例えば入所待ちの方が非常に多くいらっしゃるが、2人に1人以上とすると1.5倍になり、例えば100人待機している方がいたら、150人に増えてしまい、利用者側からすると非常にハードルが高くなってしまう。その点についてはいかがか。

牛込氏

1点目の処遇改善についての特別手当についてだが、ランクが7ランクまであり、トップの方にはそれなりに出るが、そうでないと額が少なく格差が生まれていた。それを一括して均等に処遇改善手当は出されたかと思うが、

なぜつながらないかという半年に1回、1年に1回の支給であり、平均4.5～5万円である。介護施設の従業員は月手取りで14～15万である。これでは4～5万あっても生計費とはならない。処遇改善が毎月つくのであれば、またコスト的に何千円でもよいが、1年間計上されるのであればまた違うのかと思ったりもする。しかし、改善につながらないのはそういったシステムになっており、これ以上は改善の余地がなかったのかと思う。2点目の問題だが、利用者が増えれば、人材ももっと増えて当たり前というのが普通の考え方だと思うが、それに対しての経費、例えば人材が不足しているのに150人の利用者様が待機すれば、職員ももっと増やさなければならないが、なり手がいるのかという、募集かけても賃金の面でほとんどいらっしやらない。利用者様から人件費込みで取っているところもあるが、それはよくないのではないかと思う。コストを高くすれば、集まってくるかと思うが、利用者さんには負担をかけたくない。ある程度の基準を設けないと、それ以下でも募集をかけても来ないし、それが生計に足りない額であれば人材も集まらない。そのために3人に1人という部分を上げればよいと考える。3人に1人という部分をきちんと満たしている施設は数少ないと推測される。

議長

処遇改善の件だが、今伺いすると、事業者によって大きく違いがあると感じている。介護ヘルパーでも毎月特別手当が1万円以上ついている方がいらっしやる。年に2回出ている方はまだよいが、つかない方もいらっしやるのではないか。そうであれば、陳情項目としては、そこをまずクリアするように事業者に対する義務付けるようなものにした方がよいのではないか。2つ目の、3人に1人以上を2人に1人以上の部分は、3人に1人をクリアできていない状況が続いているため、クリアしない限り2人に1人以上は到底認められないと思うのだが、なぜ毎年2人に1人以上とするのか。気持ちは分かるが、入所を待つ方の気持ちを考えると一概には手を挙げられない。3人に1人以上という部分をもう少しきちんとできるような陳情項目にされないのか教えていただきたい。3人に1人以上でもクリアできた方が現状は良くなるのではないか。

牛込氏

本当にそのとおりである。この問題は事業者によって違う。事業所が介護度の軽い施設であれば2人に1人で重症度のある介護施設では3人に1人以上というものまず無理な状態である。施設によって重症度に合わせた人員を割り当てている。そのためなかなかクリアできていないのはその面だと思う。施設は介護度数が上がれば上がるほど人員は必要だが、重症度の高い患者様はある程度まで抑え、軽い方を合わせて2人に1人や3人に1人、今実態は4人に1人であるが、そのような現状があり、クリアするためにこの数字にした。

＜執行者側への参考質疑＞

なし

休憩 10時08分

(傍聴議員の質疑：二宮・羽根・大沼各議員)

再開 10時36分

<意見交換>

議長

妻が介護労働者ということもあり、あえて意見を言わせてもらう。毎回出るこの陳情は、連合会様にとっては出せばよいのではないかというイメージが強い。本来であれば何回も不採択になっている陳情に対して、項目が変わってしかるべきだと思っている。先ほどから事業者によって環境が変わってしまうとか、3人に1人以上を2人に1人以上とか、待機されている方についてはどう考えるとか、在宅介護で困ってらっしゃる方とか実情は、それこそ実態に合わせてだが、毎回同じような陳情で全国的に同じようなものを出せばよいのではないかという印象を受けてしまう。それでは、改善されないのではないかと逆に思っているが、皆さんはどういうお考えか。

一石

たくさんの人たちがこういう仕事をされている方々のおかげで倒れないで済んでいるわけである。まだまだ改善が必要で、現場からの声を上げることが一番大事なことである。私たちが机上で、現場に入って働いたわけでもないのにこういった声を抑えるというのは、私は議会としてどうなのかと思う。やはり現場からしか改善されていかないと思う。この声を上げるのは私たちの仕事であると思う。

委員長

昨年と大きな違いはベースアップという言葉が加わっている。恒道会の関係で処遇改善をやると言ってそれを理由にして、給料を止めてしまったというのを目の当たりにしている。あえて処遇改善というのを入れたのは大きな部分である。これがないと全然前進しない。今年の陳情はその部分で違う。

松崎

外国人材の拡大のことで質問させていただいているが、外国人材はこれから介護の世界だけでなく、日本国内で慎重に向き合っていかなければならない問題だと思う。この質問に対してあまりクリアな答え、満足のいく答えが返ってこなかったという印象がある。人手不足が根底にあるということであれば、もう少しその辺を答えていただきたい。これから日本の社会において、外国人材は避けて通れない話で、特に介護の世界では先頭を切っているような気がしているため、是非、そういったことについても考えていただきたいなという印象を受けた。

小笠原

その点について、陳情者の方はこの間の国会の審議について強く学んでいらしているわけではないと思った。例えば、国家試験の介護福祉士の資格を取るためにヘルパーで3年働いて、勉強して資格を取る時に、75%の合格率であるが、それが今年3月に淑徳大学の結城先生の投稿によると、ご自身が関わったベトナムの方達はすごく勉強してほとんどが受かっている。選ばれた人材の場合、質が高く保たれている現実もある。しかし、入管法の改正に関しては、学校に行きながら働くような人達、色々なランクを分けて入れていくことにするようであるが、まだまだ不備だということで野党は反対していたかと思う。私の身内に働いている者がいて、状況を聞くと近々2人の外国人の方が共に働くようになるが、その方達は即戦力ではないため、介護者の数に数えないようにということで、それが現実なのかと思う。今、日本の中で一応、求人倍率は回復していると言われているが、福祉の現場では

人が足りていない。不向きな人が、お勤めになられている場合もある。これは町内の事業者から聞いた話だが、人が定着しないと自分の仕事しながら指導して、やっと覚えてもらえたと思っても辞めてしまい、また教えなければならずとても大変であるということである。介護の現場での数合わせが大変で、例えば恒道会も定着率が2年もないという施設があったが、ベテランの人ほど負担になってしまう。これは今回の陳情に関してというよりも介護事業所の一般の悩みであるが、数を揃えれば介護保険料は出るからと、真面目な人ほど大変な思いをするというのが介護現場であると思う。

一石

外国人の問題はこれとは違うと思う。なぜ外国人だったら待遇が悪くて大丈夫なのか。人権の問題でありこれとは関係ない。現場の声を上げていくことがこの論点では一番大事なことである。

<討論>

前田

一昔前、10年程前までは介護に係わる介護士及び看護師等を養成する専門学校に入るのは非常に大変であった。倍率も高く、入りたくても入れなかったが、現在は倍率も下がり入りやすくなっている。理由としてはここにも書かれているが、過酷な労働環境及び低賃金である。ここを出て自分は介護・看護の仕事をしたという意識を持っていても、現実を見ると生活が不安で、仕方なくその道に進むのを諦めるといった方が多々いるのではないかと思っている。また、ここには利用者2人に対して1人以上に引き上げると出ているが、理想としては1人に対して1人が理想である。現実に県内の施設の中でも起きて、朝食を食べるまで元気だった方が、朝食を誤嚥することによって命を落としてしまったという事故も起こっている。こういったことから現場の声を強く国に上げて労働環境及び処遇を改善していく必要があると思ひ賛成したい。

松崎

私はどうしても外国人材にこだわってしまうが、根底に慢性的な人手不足がある限り、外国人労働者とどう向き合うかを示していただきたいかったので反対である。

<採決>

委員長

それでは陳情第4号を採決する。原案のとおり採択とすることに賛成の委員の挙手を求める。

(挙手多数)…4対2

賛成 小笠原・露木・前田・一石 各委員

反対 松崎・野地 各委員

採決の結果挙手多数である。よって陳情第4号は採択と決定する。

次に、この陳情に関する意見書案はどのようにするか。

(「正副委員長一任」の声あり)

正副委員長に一任の声があったので、意見書案の作成については、正副委員長に一任願いたいと思うが、ご異議あるか。

(「異議なし」との声あり)

ではそのように決する。以上で陳情第4号の審査を終了とする。

休憩 10 時 50 分
再開 10 時 59 分

②安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める陳情(平成 30 年陳情第 5 号)

<趣旨説明>

(趣旨説明：神奈川県医療労働組合連合会 牛込氏説明)

牛込氏

引き続き、口頭陳述・趣旨説明の機会を与えていただきましたことに感謝申し上げます。安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める陳情の趣旨説明をさせていただく。看護師は、3 交替又は 2 交替で、24 時間・365 日途切れることなく、日夜患者さんの看護にあたっているため、夜の時間帯に勤務を余儀なくされる。今年の「日本医労連夜勤実態調査」の結果では、長時間夜勤となる 2 交替夜勤が約 4 割と昨年より増加しており、その内「16 時間以上夜勤」は 6 割にも上る。「看護職員確保法・基本指針」に抵触する夜勤日数「月 9 日以上、(2 交替では月 4.5 回以上)」は 3 交替で 25%、2 交代では 35.6%に上っている。また、昨年の「看護師実態調査」では、絶対的な人員不足による慢性疲労・健康不安は 7 割、強いストレスを 6 割が感じており、休憩時間すら取れていないのが実態である。

次に、夜勤の有害性について先ほども述べましたが、1 点目は夜勤交替制労働の健康リスクについてある。夜勤労働は循環器疾患やホルモンバランスの乱れにより、糖尿病の発症リスクがある。また、乳がん、前立腺がん等発がん性があるという WHO の国際がん研究機関から認定された。

2 点目は、夜勤交替制労働の安全性への影響である。トラッキングテストでは、特に明け方の成績が低下し、酒気帯び状態で勤務しているのと同様に注意力が低下していることが明らかになっている。

3 点目は、勤務と勤務の間隔、インターバルの問題である。夜勤のない 8 時間労働の場合、勤務と勤務の間隔は 16 時間で一定であるが、厚生労働省が昨年出した「新たな医療の在り方を踏まえた医師・看護師等の働き方ビジョン検討会」の中では、「医療・介護従事者の過重労働が恒常化している状況を改革しなければならない」としている。真の改革には、労働時間・夜勤規制・勤務間インターバルの確保が必要である。1 日の労働時間を考えた場合、長時間 2 交替勤務のように 0 時間というインターバルがない勤務となるのが実態である。

4 点目は夜勤交替制労働の国際基準についてである。諸外国では、夜勤は「有害業務」として、ILO 夜業条約などに基づいた規制が行われ、労働者の健康と生活を保護している。しかし、有害業務であっても医療・介護の現場では 24 時間 365 日「命と健康を守るため」に夜勤交替制勤務は避けられない。私たちは、患者さん・利用者さんに安全で良い看護・介護がしたいのである。「患者さんの元気になりたい気持ちをお手伝いしたい」、「ナースコールにすぐに対応したい」、「その人らしく生きていけるお手伝いを専門職として支えたい」そのような気持ちで働いている。夜勤交替制労働を改善して人手を増やすことについて、国に意見書をあげていただきたく陳情する。

<陳情者に対する質疑>

松崎

先ほどの質問の続きになるが、きちんとお答えいただけなかったという感じがしたため再度質問する。問題の根底は、慢性的な人手不足と明記されているが、そうすると、ますますもって外国人材の話にならざるを得ない。なぜ明記されなかったのかお聞きしたら、ある施設では外国人ばかりを集めて、非常に劣悪な労働環境があるというお答えだったかと思う。私の質問は、外国人材を投与した場合、様々な問題が生じていると思うが、こういった問題がクリアできれば喜んで受け入れることができるようになるのかということである。

牛込氏

専門職であり、必要とする利用者も日本人である以上、その中身がきちんと沿う介護・看護ができれば良いが、その国柄で異なり難しい。胸を張って受け入れても、外国人の当人はどのような気持ちで仕事をなさるのか。食い違いが現場で起こる。先ほども申し上げたが、1人に対して1人の指導役が付いて指導していくことは、現場では厳しい。新人を育てるのに2~3年かかるが、待ったなしで入れて、現場で働いたとしても働く方も続かないし、現場もさらに過密になってくる。クリアする問題点は、そういったところをどうクリアするかである。先ほどそう申し上げたかったが申し訳ない。

松崎

もう少し具体的に言うと、小耳にはさむのが、ご高齢の方は外国人であるから嫌だという方も多いと聞く。それ以外に現在、試験にクリアするのが非常に大変なわけだと思うが、クリアすることによって言葉の問題も解決し、技術な問題も解決し、最後に違うのは外国人かどうかであるが、単に外国人だから嫌だというのはどこかにあるのでしょうか。

牛込氏

その問題は人権問題になってしまう。職場で人権問題を討論する暇はない。まずは入っていただく方が、どれだけ日本に適した介護・医療現場で順応できるかということと、私たちがそれを順応させるシステムをきちんと構築していただきたい。そうすればクリアするでしょう。しかし、そこができていないのが厚労省である。入れるからといってシステムは上がってきていない。現場に入ってきている方も数名いるし、全国的にもそれなりにいる。1人1人ついてサポートして育て上げた看護師もいれば、試験を受けて新卒から入ってくる外国人の看護師もいる。そういったところでは1人ひとり1年間びっしり付けるため忙しいながら現場でやっているが、指導を受け持った方は、患者さんのケアができなくなり、他のメンバーに全部やってもらう形になる。そうやって育てて研修制度を終わらせて自立させるというシステムである。それも、もっとやらないとクリアできないと思う。外国人であるからということとは関係ないかと思う。考えていない。

松崎

育成にもものすごく時間と労力を要するという理解でよろしいか。

牛込氏

看護システムの中で、看護報酬制度というものが入院の費用の中に含まれており、人材が3対1など希望しているものがあるが、現状は急性期で7対1の看護である。その中で、新卒の方を入れるとしたら、7対1の看護をするために看護師をもう少し入れなければならない。その方を指導するために配置しなければならず、現状は主任師長、課長クラスを入れてやっているが、

指導しているのは現場のナースである。そこに手を取られたら受け持ちの患者さんのケア・看護は疎かになってしまう。そうすると時間延長して労働超過となっており現状で、外国人の方が入るとますます過密になる。それで辞めていく看護師も少なくない。離職を生んでいるという実態が今まで起きている。

委員長 松崎委員の質問は、体制をきちんとすることが条件になるのか。ということだが、その点については条件になるという回答でよろしいか。

牛込氏 条件を整えば可能であるが、施設や病院では整えられない人員である。そのために看護点数の引き上げである。急性期が7対1であれば、療養病床25対1や13対1、今は10対1看護までである。それは点数を上げていかないと患者さん10人に1人ということではやはりハードである。日勤帯4～5人で50人以上の患者さんをケアできるのかということになってくる。

露木 ここ数年、先ほどの陳情は不採択でこの陳情は採択となっているが、趣旨は現場の処遇改善ということでいえば同じであると思う。にもかかわらず結果は異なっている。陳情の結果は意識されると思うが、この議論についても届いているのか。牛込様はお帰りになられて、こういった議論で採択になりそうであるとか、不採択になりそうであるとか、先ほどの野地議長の意見交換の際にあった陳情内容の文言の変更等も伝わっているのか。

牛込氏 陳情に関しての報告書は全て提出しており、昨年も提出した。情勢に関しての言葉や、文言のことも全て出している。日本医労連が出す陳情書のモデルケースをメインとして検討し、神奈川県医労連の立場として修正したものを提出している。

<執行者側への参考質疑>

なし

休憩 11時15分

(傍聴議員の質疑：大沼議員)

再開 11時19分

<意見交換>

露木 先ほど、松崎委員が外国人労働者の件で反対されたため、今回も同じようなご意見があるかと思い意見交換したいと思う。外国人の方は、知識だけでなく命のあり方、家族との関係のあり方、食事に対するあり方、食べ物に関するあり方、排泄行為に対するあり方等が文化で全く異なると思う。それが仕事をしていて1つ1つの言動になると思う。介護や看護の仕事といっても、文化があるからこそ、色々な部分で出てくるため日本で育った人を育てるとまた全く異なる大変さがあると思う。負担も増えてしまうということで制度を整えればとおっしゃっているのだと思うのだが、それに関していかがか。

松崎 露木委員の話に全く同感であるが、これから日本の将来のことを考えると

受け入れやむなしと思っている。私自身も受け入れる覚悟はあって、そういった問題、文化や習慣の違いにも向き合っていきたいと思っている。

露木

もちろん長期にわたっては乗り越えていかなければならないことで、制度も整えていかなければならないが、今、大変なわけで今この陳情をあげていくべきだと思っている。

松崎

今大変だということは、先ほど私の質問にお答えいただいた中で良く分かったが、一方で人手不足が最も深刻な現場であることは間違いないわけで、同時に外国の方も以前は、積極的に応募してくださったが、最近は躊躇していると報じられている。だからこそ、何をクリアすれば受け入れが可能なのかということをもう少し明確にして、外国の方で介護の現場で働きたいという方の期待を裏切らないようにクリアすべき基準を明確化することは大切ではないかと思う。

<討論>

なし

<採決>

委員長

それでは陳情第5号を採決する。原案のとおり採択とすることに賛成の委員の挙手を求める。

(挙手全員)

挙手全員である。

よって陳情第5号は採択と決定する。

次に、この陳情に関する意見書案はどのようにするか。

(「正副委員長一任」の声あり)

正副委員長に一任の声があったので、意見書案の作成については、正副委員長に一任願いたいと思うが、ご異議あるか。

(「異議なし」との声あり)

ではそのように決する。以上で陳情第5号の審査を終了とする。

休憩 11時24分

再開 11時26分

③国に私学助成の拡充を求める意見書の提出を求める陳情(平成30年陳情第6号)

④神奈川県に私学助成の拡充を求める意見書の提出を求める陳情(平成30年陳情第7号)

委員長

国に私学助成の拡充を求める意見書の提出を求める陳情(平成30年陳情第6号)、神奈川県に私学助成の拡充を求める意見書の提出を求める陳情(平成30年陳情第7号)を一括議題とするが異議はないか。

(「異議なし」との声あり)

<趣旨説明>

(趣旨説明：神奈川私学助成をすすめる会 柳原氏説明)

柳原氏

神奈川私学助成をすすめる会の柳原と申します。私自身は横浜市の教員をしている。私立学校は各校がそれぞれ独自の建学の精神に基づき、豊かな教

育をつくっている。特に神奈川県では、近代私学発祥の地として、長年にわたり県の教育を支える担い手としての役割を果たしてきた。特に県内の幼稚園は、その98%が私立である。その公教育の場である私立学校の大きな役割に鑑み、1975年に私立学校振興助成法が制定された。教育の維持向上、家庭の経済的負担の軽減、経営の健全性を高めることを目的とし、この法律は生まれた。

また、日本国政府は、1966年に国際人権規約社会権規約を批准した際に留保していた「中高等教育の漸進的無償化条項」を、2012年9月に留保撤回した。日本国は「無償教育の漸進的な導入」を国際的に約束したことになる。2010年からは国による公立高校無償化、私立高校生に対する就学支援金も始まった。昨年からは私立小中学校に通う児童・生徒たちにも授業料補助制度が新設された。

しかし残念ながら、現在の私学助成が十分な制度とは到底言えない状況にある。高校無償化の理念のもとに始まった国の就学支援金には所得制限が設けられ、OECD諸国の教育への公的支出を比べてみても、日本は下位に低迷している。神奈川県の経常費補助は、全国でも数少ない国基準、これは国庫補助金と地方交付税交付金の合計額であるが、国基準を下回る水準、私立高校は全国45位、幼稚園では46都道府県中46位、中学校では45都道府県中45位、小学校は35都道府県中で35位と、すべての校種で全国最下位水準の助成額である。そのために神奈川県の私立高校に通う子どもたちの家庭は、全国でも1,2を争う高い学費負担を強いられており、経済的な理由で学費を滞納したり、高校を退学しなければならない高校生もいる。5年間の実証事業として新設された「私立小中学校等に通う児童生徒への経済的支援」も、想定人数を大きく超えた申請があり、支援金の遅配が報道されるなど課題も残っている。

また、経常費補助が少ないため、全国の私立高校では、人件費を抑え、専任の教員が足りず、常勤講師や非常勤講師の割合が5割近くを占めている。神奈川県の私立高校でも、専任不足で教育活動や生徒指導に影響を与えている。さらに、神奈川県には私立高校への施設設備助成がなく、将来の地震への備えはすべて保護者負担となっている。ひとたび大きな災害が起これば、私立学校も避難先の役割を果たす。

高校の学費補助に関しては、年収590万円未満の世帯まで、国の就学支援金と神奈川県私立高等学校等生徒学費補助金と合わせて、県内私立高校の平均授業料相当額まで補助が広がり、授業料無償化が実現した。国の制度改善を待たずに改善された点は評価されるが、一方で、補助対象が授業料に限定されて施設費を含まないために、生活保護世帯でも年間約26万円の自己負担が残される。東京都では、年収760万円未満の世帯まで授業料無償化が実現した。埼玉県では年収609万円の世帯まで、一部多子家庭には720万円未満の世帯まで授業料無償化が実現し、さらに年収500万円未満の世帯に対して授業料と施設費を合わせた学費の無償化が実現している。大阪府や京都府でも、同じように学費補助を拡充することで、私立高校へ入学する生徒が増えている。全国へ広がっている私立高校の無償化の流れに、神奈川県は遅れをとっている。

このような低助成金と高学費が原因で、神奈川県では公立高校を選択できず、一時9割を切っていた公立中学校卒業生の全日制高校進学率は多少戻し

たとはいえ、全国的に見て決して高いとはいえない状態が続いている。

過去3年間にわたり、県内33市町村の全てにこの陳情書提出し、お手元のオレンジのビラでは9となっているが、最終的にその3分の1にあたる11市町村で採択、趣旨了承され、国や県に意見書が出された。3年前はここ二宮町で採択を頂いた。その甲斐もあって今年度は、生徒1人あたりの国基準の経常費補助額は増額され、県はそれを大幅に上回る増額がされた。しかし、元々が全国最低レベルの経常費の額は、未だ国基準に遠く及ばず、高校で全国45位のままである。私立高校無償化はまだまだ達成されてはいない。

2017年度、政府は私立高等学校の授業料無償化を盛り込んだ「新しい経済政策パッケージ」を閣議決定した。しかし、財源をどうするか等、課題も多く残されている。未来を担う子どもたちのために教育予算を増額し、私学に通う生徒・保護者の学費負担が軽減されるよう、私立高校生への就学支援金を拡充させる議論が求められる。同時に私学教育本来の良さを一層発揮させる教育条件の維持・向上を図るために私立高校生への就学支援金制度と私学への経常費助成補助の大幅拡充は当然の方向であり強く求められるところである。

教育の公私間格差や学費問題に対する理解を広め、子どもたちが学費の心配なく安心して学校に通える社会を実現するためにも、国と県に、私学助成拡充を求める意見書を提出していただきたい。

<陳情者に対する質疑>

前田

神奈川県では今年度から年収590万円未満の世帯についてとあるが、助成を受けている子どもの数はどの程度いらっしゃるのか。全国でもそうかもしれないが、神奈川県では公立と私立の割合を決めており、これは私立が残るために公立の採用する人員を抑えているのだが、それについては撤廃しても構わないのか。また、公立に行きたくても行けずに仕方なく私立に行っている生徒もいると思うが、自分からその学校の建学の精神等に基づき、豊かな教育を受けるために、希望して行っているこの590万円未満のお子さんがどの程度いるのかお聞きしたい。

柳原氏

質問が3つあったかと思うが、1点目590万円未満の世帯が東北や九州の方は多く、県により異なるが半数以上、7~8割といった県もあるが残念ながら東京や神奈川等の都市部では、正確な数字が手元にないが、3割程度だったかと思う。2点目の公立と私立の割合を決めていることについて、撤廃するところまでは今のところ考えていないが、現状の割合の中で私立の方では定数に満たず定員割れをしている学校を半数以上ある実態があるため、撤廃というところまでいかなくとも拡充は可能ではないかと思っている。3点目、私立を選択して行っている家庭と、仕方なく行っている割合については、正確には把握していない。地域にもよるかと思うが、一時期は川崎や横浜など東の方で割と恵まれた家庭が多く、地域で差別するつもりはないが、西の方で、公立に行けず、貧しい家庭で私立に行かざるを得ないという構図があったように思う。最近では、お手元の資料にもある一言集にもあるが、川崎や横浜の方でも特に母子家庭・父子家庭が増えており、決して恵まれた状況ではない中で、私立へ通っている家庭も増えてきている現状はある。

前田

今お答えいただいたが、少しお答えになっていないような点が多いと思う。なぜ、わざわざ県が公立と私立の割合を決めているのか、私はいらないと思っている。その割合を決めなければ自分が行きたいところに行く。公立も定員割れしている学校が多々出てきている。私立も定員割れているところもあるが、ごく一部優秀と言ったら失礼でしょうけれど、名のある私立には希望者が殺到していると思う。また、神奈川県の場合には優秀な私立の学校が多々あり、そういう点で公立に入れなくてどうしても行かざるを得ないというお子さんに対しては補助する必要があると思うが、高校、大学、大学院、就職と将来を見据えて、私立に行きたいというお子さんまで補助する必要はないのではないか。公立学校でも優秀な公立学校もあり、そういったところから優秀な大学にも入っている学校も多々あり、公立学校も一律の教育方針ではなしに学校独自の教育方針を持って学校運営をしてくれている。神奈川県の場合、私立の学校が全国的に見ても数が多いのではないかと思うが、全国的に見て、神奈川県は助成額が低い、学校数等にもよらないか。私立に行っている人員等にも、補助額の低さは影響ないか。

柳原氏

ご指摘のとおり、神奈川県や東京都のように人口の多い都県は、生徒1人あたりの単価だけでなく、人数が多い分助成額もかかるという現状はあると思う。その一方で、極端な話すべての高校を公立化ということになると、県としては私学への助成金以上に費用がかかると思う。また、先ほども申し上げたが、私立も公教育の場として長年県の教育を支えてきたということもある。大阪府等は、公立私立関係なく、学校間を競争させる形で生徒の集まる学校には手厚く、府立、公立ですら3年定員割れしたら廃校にしてしまうという極端な政策をしているところもある。公立・私立いずれも学校として、公教育の場として、生徒の教育を司る、育てていくというところで、生徒が集まる場所、集まらずに苦勞しているところがあるわけだが、一部にといいは区別するのが難しいかと思う。すべての学校で学ぶ子どもたちに、お金の心配なく学べる権利を保障する必要があると思う。

前田

最初の質問についてだが、県が公立・私立の割合の撤廃をしてもかまわないか確認する。

柳原氏

その点についてはつなげて考えていなかったもので、反省しているが、やはり現状の割合の中で、私立が埋まっていない状況の中で、そこは区別して考えてもよいかと思う。

松崎

学費の自治体格差の解消の為 2020年とされている私立高校の授業料無償化は、閣議決定しており決まっている。一刻も早く前倒しするということがあるものなのか。ご意見として伺いたいが、最初に話にもあった私学というものは、公立と異なり、非常に自由度のある、国の言いなりにならない独自の建学精神があるはずであるが、助成を受けることによって、個性が薄まってしまわないか。その2点をお願いします。

柳原氏

確かに 2020年に新しい政策パッケージの中で閣議決定はされているが、

勉強不足で申し訳ないが、財源については確定していなかったりする中で、県の私学振興課の方でも本当に2年後に国がやってもらわなければ困るという意見もあった。閣議決定はしているが、まだまだ気を緩められない。本当にやっていただかなければ困るという想いで、子どもは国に対しても運動をしている。それから国だけでなく、県が2年前倒ししたわけだが、例えば2年後に国が実際に実施した際に、県がその分を引いてしまうのではなく、県は県で、今通り、あるいは今以上に拡充すればさらに多くの子ども達が恩恵を受けることになるため、そういった必要もあると考える。私学の独自性、自由度に関しては、国や県から補助する代わりに介入ということになれば、独自性がなくなってしまうかもしれないが、本来公教育に対して補助を出すところと、私学の教育の内容に介入してくる部分とは分けて考えるべきであるとする。当然、私学といえども公教育であり、教育指導要領等に縛られている部分はあるが、その上で学ぶ権利を保障するというところでの補助金と、私学の中の教育に対する介入は分けて考える必要がある。

松崎 現実問題として、国立大学の研究所等が行っている研究は、国の意向は絶対に無視できないという現実がある。それは間違いない。前倒しの話だが2020年と書いてあるが文章の上では2019年に1年早くということをお求めているという理解でよろしいか。

柳原氏 運動を広めるという意味で、20年をきっちり19年に前倒しというよりは、もう少しぼやかして、例えば国基準の額を上げる等、ゆるやかに表現している。

松崎 前倒しすることが強く求められています。という表現だが、そうすると少し違ってくるという気がした。

柳原氏 確かに前倒しというところでは、国基準の増額を含めての部分と、国が行う前に県が先行してやった部分とを混ぜて表現してしまっている部分があるかと思う。

<執行者側への参考質疑>

なし

休憩 11時49分

(傍聴議員の質疑：大沼、二宮各議員)

再開 11時54分

<意見交換>

なし

<一括討論>

松崎 2020年に既に決まっていることを、一刻も早く前倒しすることが強く求められています。とあるが、強く求められていないのではないかと感じている。また、前田委員の話とも重なってくるかもしれないが、神奈川県でも公立高校の定員割れがあって、少子化でこれからそういった方向に進んでいくので

はないかと考えており、反対討論とする。

前田

私も反対の立場で討論する。国に対して 2020 年とされている私立高校の授業料無償化の実施を一刻でも早く前倒しすることが求められるとあるが、神奈川県の場合には、県に対する陳情書にあるように授業料無償化が実現しましたとある。しかし生活保護世帯でも年間約 26 万円の自己負担が必要とあるが、公立高校でも生活保護世帯であっても部活動に係わる費用等自己負担は出ている。神奈川県が授業料無償化が実現されていなければ、陳情する必要もあるかと思うが、無償化されているわけで、2020 年には無償化ということになっているわけで実質、今年度 2019 年度の入試になってくると思う、大した時期もないため、ここで慌てて取り上げる必要がないのではないかと思う。

<採決>

委員長

それでは陳情第 6 号を採決する。原案のとおり採択とすることに賛成の委員の挙手を求める。

(挙手同数)…3 対 3

賛成 小笠原・露木・一石各委員

反対 松崎・前田・野地各委員

採決の結果可否同数である。よって二宮町議会委員会条例第 15 条の規定により委員長において本案に対する可否を採決する。本案について、委員長は採択と採決する。

よって陳情第 6 号は採択と決定する。

次に、この陳情に関する意見書案はどのようにするか。

(「正副委員長一任」の声あり)

正副委員長に一任の声があったので、意見書案の作成については、正副委員長に一任願いたいと思うが、ご異議あるか。

(「異議なし」との声あり)

ではそのように決する。以上で陳情第 6 号の審査を終了とする。

次に陳情第 7 号を採決する。原案のとおり採択とすることに賛成の委員の挙手を求める。

(挙手同数)…3 対 3

賛成 小笠原・露木・一石各委員

反対 松崎・前田・野地各委員

採決の結果可否同数である。よって二宮町議会委員会条例第 15 条の規定により委員長において本案に対する可否を採決する。本案について、委員長は採択と採決する。

よって陳情第 7 号は採択と決定する。

次に、この陳情に関する意見書案はどのようにするか。

(「正副委員長一任」の声あり)

正副委員長に一任の声があったので、意見書案の作成については、正副委員長に一任願いたいと思うが、ご異議あるか。

(「異議なし」との声あり)

ではそのように決する。以上で陳情第 7 号の審査を終了とする。これをも

って委員会に付託された案件の審査を終了する。

11時59分 閉会